

平成20年度第2回京田辺市障害者基本計画及び障害福祉計画
策定委員会－会議概要

1 日 時

平成20年10月27日（月） 午後2時から午後3時15分

2 場 所

市立社会福祉センター 第1研修室

3 出席委員

岡本委員長、小森副委員長、河本委員、村上委員、藤澤委員、服部委員
玉嶋委員、小田委員、西村委員、林委員、吉崎委員（代理 植村 氏）
山田委員、川浪委員、中川委員、木下委員
計 15名（順不同、敬称略）

4 内 容

- (1) 第2期障害福祉計画骨子案の報告について
- (2) アンケート調査等の結果（速報）について
- (3) 第2期障害福祉計画中間報告について

○事務局から上記（1）から（3）について報告

【委員長】：事務局より報告をお願いします。

【事務局】：（1）から（3）について、順次報告を行う。

【委員長】：只今、事務局からの第2期障害福祉計画の報告について、何かご質問ご意見はございませんか。

【委 員】：中間報告書についてですが、福祉施設に入所している障害者のう

ち、ケアホーム、グループホーム、一般住宅に移行する者の見込みとありますが、この数値は京田辺市だけの施設利用の数でしょうか、それとも市外の施設も入っての数なのでしょうか。また、老人福祉施設なども入っているのでしょうか。

【事務局】：こちらの数値は京田辺市民の方が対象です。京都府外の施設を利用されている京田辺市民の方の数も入っています。また、こちらにあげている共同生活援助（グループホーム）、共同生活介護（ケアホーム）施設入所支援につきましては、障害者自立支援に規定する施設となっており、老健施設は入っておりません。

【委員】：共通の認識を持つためにお聞きします。言葉の規定についてなのですが、ここにある「一般就労」というのは、正社員、アルバイト、パート、派遣などの就労形態のうちどれに当てはめて考えたらよいのでしょうか。

【事務局】：明確に「一般就労」の規定は決めていません。雇用契約を結んだとして平成19年度3名の方を報告していますが、国民健康保険のままという特殊な就労形態もあります。京都府で使われている「一般就労」の規定を調べておきます。

（注）「一般就労」とは、一般に企業等に就職した者（就労継続支援（A型）及び福祉工場の利用者となった者を除く）、在宅就労した者及び自ら起業した者をいいます。また、上記の者のうち、(1)雇用率の算定の対象である就労(2)最低賃金が適用される就労(3)フルタイム雇用(4)雇用保険の対象 等の要件を満たすものが本来「一般就労」と捉えるべきですが、昨今の多種多様な雇用形態から一義的な規定は難しく、作業所等での福祉的就労であるかそうでないかの観点で判断するのがふさわしいと考えます。

【委員長】：京田辺市障害福祉計画、骨子案方針の第5章2、計画点検・評価体制とはどういったことを基準に考えているのですか。

【事務局】：今回、第2期計画ということで、前期の数値目標の検証をもとに計画の点検を行います。また、評価体制というのは、事業の進捗状況を確認し、数値以外の部分も含め、事業を見直す必要があるかどうかを判断していきます。

【委員長】：計画書というのは個々のサービスにおいて出していますが、それぞれ関連した内容なので、今後、点検・評価を行いながら、総合的・包括的に計画を推進していければ良いと思います。

【委員】：参考資料のP16、国が示したものとどれくらいの差があるのでしょうか。

【事務局】：P20に見込みと実績を載せています。訪問系（居宅介護・重度訪問介護・行動援護・重度障害者包括支援）、いわゆるヘルパー派遣についてのサービスですが、月ごとの見込みで平成18年は75人の利用があり、1,147時間に設定していましたが、実際は30人734時間という見込みで、実績とかけ離れた結果になっています。他にも、自立訓練（機能訓練）など4人分79人日分を見込んでいましたが、利用者は0でした。国の算定基準に基づいて第一期計画を算出していましたが、実績がともなっていない結果となっています。

【委員長】：訪問系の事業では、ヘルパーさんの人手不足によるものなのか、利用者の申し込みが少なかったのか、どういう理由で実績が低かったのかわかりますか。

【事務局】：需要（利用希望）と供給（ヘルパー派遣）が十分であったかはわかりませんが、平成18年度、平成19年度において、計画と実績に大きなズレが生じているので、計画自体にもズレがあったと認識しております。

【委員】：就労についてですが、障がい者を受け入れる企業にハローワークを通じれば補助金が出ることになっているようですが、内々で就労した場合、補助金は出してもらえるのでしょうか。また、就労継続支援A・Bで、実習先が継続して雇用を受け入れた場合においても補助金は成立するのでしょうか。

【委員】：ハローワーク（職業安定所）の紹介を軸に補助金を支給となっているので、それを前提としない場合は対象外になると思います。

【委員】：実習を受け入れている事業所なので、そこがハローワークを通せ

ば可能になるということでしょうか。

【委 員】：参考資料のP15で紹介しましたように、障害者試行雇用事業（トライアル雇用）や、職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援を受けて就労した場合も補助金の対象になります。実習を受けて入れて後の雇用ということになれば既に安定所を通したことになるので補助金の対象になります。

【委 員】：雇用先の確保ということで、そういう情報を各事業所に事例として提供してほしいと思います。

【委員長】：他になにかご意見はありませんか。

【委員長】：こういう方向で来期の計画を策定していくということでご理解いただけましたでしょうか。これらの計画について何かございましたら、事務局の方に隨時お申し出ください。

【事務局】：事前に配布させていただいた資料2について、本日この会議終了後、ご記入いただき提出をお願いします。後日、回答いただいてもかまいません。なお、次回の策定委員会につきましては京都府の第2期最終案の報告が未定になっていますので、最終案（の報告日程）が届きましたら早めに次回の日程を連絡いたします。スケジュールが厳しいですが、できるだけ最終案の報告を行う前に委員会を開きたいと思っていますのでよろしくお願いします。

【委員長】：これをもちまして第2回京田辺市障害者基本計画及び障害福祉計画策定委員会を終了いたします。ありがとうございました。